現金及び現金同等物の増減額				
現金及び現金同等物の期首残高				
現金及び現金同等物の期末残高				

備考　1　電灯料及び電力料については改正法附則第16条第１項に定める特定小売供給に係る収益に限る。
2　法人税等には、法人税等調整額を含むこと。
3　受取利息及び受取配当金については投資活動によるキャッシュ・フローに、支払利息は財務活動によるキャッシュ・フローに含めること。
4　該当事項のない欄は、省略すること。
5　合併又は分割の日以後三年内の日を含む毎事業年度全ての金額を、１枚で記載すること。
6　記載すべき金額は百万円単位をもって表示すること。
7　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

様式第８（附則第２項関係）

特定小売供給遂行体制説明書

1．特定小売供給を遂行する責任者
2．特定小売供給を遂行する体制の概要
3．組織図

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ４とすること。

○経済産業省令第十五号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第九十九条第三項及び第九十九条の四の規定に基づき、並びに同法を実施するため、卸電力取引所の指定等に関する省令を次のように定める。

平成二十八年三月三日

経済産業大臣　林　幹雄

卸電力取引所の指定等に関する省令

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、電気事業法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

2　この省令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　「スポット市場」とは、翌日の特定の時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引を行うための卸電力取引市場をいう。

二　「一時間前市場」とは、スポット市場における売買取引に係る電力の受渡しが行われる特定の時間帯と同一の時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引を行うための卸電力取引市場であって、当該スポット市場において当該時間帯に電力の受渡しが行われる売買取引が行われた後、当該時間帯の開始の一時間前までの間に売買取引を行うためのものをいう。

（指定の申請）

第二条　法第九十七条第一項の規定により卸電力取引所の指定を受けようとする者（以下この条において「指定申請者」という。）は、様式第一の卸電力取引所指定申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一　定款及び登記事項証明書

二　指定の申請に関する意思の決定を証する書類

三　市場開設業務の実施に関する計画として次の事項を記載した書類

イ　市場開設業務に関する知識及び経験を有する役員及び職員の確保の状況に関する事項

ロ　市場開設業務の実施内容に関する事項

四　市場開設業務の実施に関する計画を適確に実施するに足りる経理的及び技術的な基礎を示すものとして次の事項を記載した書類

イ　経理的及び技術的な基礎を有する旨を説明した事項

ロ　売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するための基準及びその方法に関する事項

ハ　市場開設業務に用いる電子計算機等の設備の概要及びその所有又は借入れの別並びに当該設備に関する整備計画に関する事項

五　申請の日の属する事業年度の前事業年度における貸借対照表、損益計算書及び財産目録（申請の日の属する事業年度に設立された法人にあっては、その設立時における財産目録）

六　災害等が発生した場合における業務の継続に関する計画

七　役員の氏名及び履歴を記載した書類

八　職員の氏名及び履歴を記載した書類

九　その代表権を有する役員及び常勤の役員が取引参加者との利害関係を有していないことを誓約する書類

十　役員の選任方法を記載した書類

十一　役員及び職員並びにこれらの職にあった者の行動規範を記載した書類

十二　役員及び職員の配置の見込み並びに事務の機構及び分掌に関する事項を記載した書類

十三　指定申請者が市場開設業務外の業務を行う場合には、当該業務の概要及び当該業務が市場開設業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないことを説明した書類

十四　役員が法第九十七条第一項第六号イ又はロに該当しないことを誓約する書類

2　経済産業大臣は、前項各号に掲げるもののほか、指定申請者に対し、指定のために必要な書類の提出を求めることができる。

（名称等の変更の届出）

第三条　卸電力取引所は、法第九十七条第二項の規定による名称若しくは住所又は市場開設業務を行う事務所の所在地の変更の届出をしようとするときは、様式第二の卸電力取引所名称等変更届出書を提出しなければならない。

（業務規程の認可の申請等）

第四条　卸電力取引所は、法第九十九条第一項前段の規定により業務規程の認可を受けようとするときは、様式第三の業務規程認可申請書に業務規程を添えて提出しなければならない。

2　卸電力取引所は、法第九十九条第一項後段の規定により業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第四の業務規程変更認可申請書に変更後の業務規程を添えて提出しなければならない。

（業務規程の記載事項）

第五条　法第九十九条第三項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　市場開設業務を行う時間及び休日（当該時間及び休日がスポット市場、一時間前市場、翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引所において開設される市場ごとに異なる場合にあっては、当該市場ごとの時間及び休日）に関する事項

二　市場開設業務を行う事務所の所在地

三　売買取引を行うことができる者の資格及びその審査の方法に関する事項

四　卸電力取引市場の種類に関する事項

五　売買取引の方法（当該方法がスポット市場、一時間前市場、翌々日以降の特定の時間帯に受け渡される電気を対象として取引する市場その他卸電力取引所において開設される市場ごとに異なる場合にあっては、当該市場ごとの方法）に関する事項

六　売買取引の決済に関する事項

七　売買取引の手数料に関する事項

八　債務の履行を担保するために預託する金銭を徴収する場合には、当該金銭の徴収及びその管理の方法に関する事項

九　地域によって売買取引の価格が異なることにより生じる収益の管理に関する事項

十　売買取引において、不正な行為が行われ、又は不当な価格が形成されている場合における当該売買取引の制限その他の売買取引の公正を確保するために必要な措置に関する事項